

- 25 市議会討論準備
- 26 最終本会議(採決)
- 27 くらしの相談(多重債務)
- 28 くらしの相談(生活保護)
- 29 地域要望現地聞き取り(樹木整備)
- 30 くらしの相談(生活保護)
- 1 議会活動レポート準備



渡辺かずゆき 活動レポート 132

日本共産党

日本共産党直方市委員会が、見解を発表しましたので紹介します。
2025年10月5日 直方市溝堀3丁目3-32 電話(22)5011 FAX (22)3810

◆直方市議会9月定例議会は9月26日に最終本会議が開催され、執行部提案議案はすべて可決され閉会しました。渡辺かずゆき市議が行った一般質問、議案質疑などを順次紹介します。

いまこそ「子どもの権利条例」の制定を 子どもの権利が保障される市政へ！

9月定例市議会で行った「子どもの権利条例」制定についての一般質問要旨は以下のとおりです。

質問の主な内容

【質問】2023年4月、こども家庭庁が設置され、「こども基本法」が施行された。この法律の制定過程と意義についてお尋ねする。

【市答弁】子どもを取り巻く課題が深刻化する中、子どもに対する総合的な権利の視点が弱かつたため、初めて子どもの権利を包括的に規定した国内法が施行された。子どもを「保護の対象」から「権利を持つ主体」として捉えなおす契機となった。

【再質問】こども基本法第10条では、こども施策に関する計画策定を都道府県に求めているが、福岡県は「こども計画」を定めているか。

【市答弁】福岡県では、こども審議会が設置され、令和7年から11年度の5ヶ年を計画とする「福岡県こども計画」が令和7年3月に制定されている。

【再質問】基本法第10条2項では、「市町村は、都道府県のこども計画を勘案して、市町村におけるこども施策についての計画を定めるよう努める」と謳

われているが、「直方市こども計画」の策定はできているのか。

【市答弁】現時点でまだ策定できていない。県と同様に計画策定、計画推進には、福祉・保健・医療・教育の他、幅広い関係部局に体制が必要とされる。こども大綱や福岡県のこども計画を踏まえ、「直方市こども計画」の取り組みを進めていく。

【再質問】子どもを取り巻く環境の深刻さを鑑みれば、条例制定が必要かつ急務ではないか。

【市答弁】こども基本法では、第5条において地方公共団体の責務として、「基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し及び実施する責務を有する」。とされている。本市としては、法の基本理念を踏まえながら施策事業を着実に推進し、子どもの権利保障を実現していくことが必要と考えている。施策を着実に進めていく中で、条例が必要な状況となれば制定を検討していきたいと考えている。



《市議団の見解》 ■1989年国連総会で「子どもの権利条約」が採択され、日本政府は1994年に批准した。

批准から31年になるが、条約を生かした施策や普及はすすんでおらず、日本政府は、国連子どもの権利委員会から、子どもの権利の保障が不十分だという勧告を繰り返し受けている。不登校は増え続け、

いじめも深刻になっている。自治体での「子どもの権利(基本)条例」制定が増えるなか、直方市も早急に条例制定を行い、子どもの権利が大切にされる市政運営を求めていきたいと考える。

■条例制定にあたっては、単なる理念条例にとどまらず、「権利救済機関」の設置も必要である。

